平成２７年（フ）第３０号
千葉県香取市牧野2350番地３
破産者　里崎　聖次
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第７５８号
東京都東久留米市柳窪４丁目１番31号
破産者　吉田　正行
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４７号
甲府市湯村３丁目７番５号　ドエル湯村山４－Ａ、旧住所甲府市中央４丁目１番５号ウイング甲府中央906
破産者　臼田　一哉
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５８号
静岡市駿河区馬淵２丁目７番33号
破産者　株式会社ナックス
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３０号
名古屋市中村区稲葉地町１丁目100番地
破産者　株式会社トータルリニュー
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９７１号
山口県岩国市錦見６－11－29　岩国刑務所内、開始決定時の住所大阪市福島区福島七丁目20番18―4903号
破産者　谷　絹子
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７２号
東京都墨田区横川１丁目８番６－201号　ロシェ錦糸町、開始決定時の住所大阪市福島区福島７丁目20番18―4903号
破産者　谷　誠
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４００号
広島市南区西本浦町20番17号
破産者　株式会社児玉組
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１１号
熊本市東区御領６丁目６番53号
破産者　有限会社誠綾創建
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４００号
熊本市東区小山２丁目19番１号
破産者　有限会社アートコレクション
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４４号
熊本市中央区新屋敷１丁目１番41号
破産者　株式会社丸元
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４６号
青森県むつ市苫生町２丁目１番４号
破産者　有限会社むつ政経新聞社
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
茨城県水戸市河和田１丁目1535番地の65
破産者　株式会社茨城壁装
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９３８号
千葉市緑区越智町1701番地149
破産者　磯野　真吾
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
岐阜市大字折立字長瀬472番地
破産者　北星産業株式会社
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６０号
静岡県富士宮市淀平町303番地
破産者　株式会社遠藤工芸
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２３６号
滋賀県野洲市小篠原1114番地４
破産者　有限会社スマイル健康の店
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１０号
京都市下京区朱雀分木町80番地　京都市中央卸売市場　第１水産加工配送センター西13号、商業登記簿上の本店所在地京都市下京区朱雀北ノ口町31番地
破産者　株式会社魚輝
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
京都市右京区花園一条田町５番地
破産者　有限会社高橋建材
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６３５号
京都市左京区一乗寺野田町２番地の２　ハイツ白川１階
破産者　株式会社クマノジ
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８３７号
京都市南区吉祥院井ノ口町73番地
破産者　株式会社カンモク
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５２３号
岡山市南区東畦138番地４ハーネス102号
破産者　坂野磨毅雄
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部